

病床機能分化連携基盤整備事業補助金の概要

1. 補助対象者

香川県内の病院、有床診療所

2. 補助対象事業

- (1) 回復期リハビリテーション病棟等への転換に資する施設・設備への整備（補助対象者：病院）
- (2) 有床診療所における回復期機能の充実に資する施設・設備への整備（補助対象者：有床診療所）

3. 補助額等

(1) 基準額等

- ① 回復期リハビリテーション病棟等への転換に資する整備（対象：病院）

	基準額	対象経費	補助率
施設	3,910 千円 ／床	転換により回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟、地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室等の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	1/2
設備	11,000 千円 ／箇所	転換により回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟、地域包括ケア入院医療管理料を算定する病室等として必要な医療機器等（1品につき 100 千円以上のものに限る。）の備品購入費（ただし、1 か所につき 1,100 千円に満たない場合には対象としないものとする。）	1/2

② 有床診療所における回復期機能の充実に資する整備（対象：有床診療所）

	基準額	対象経費	補助率
施設	基準面積 450 m ² × 単価 病棟（単価） 鉄筋コンクリート 200,800 円 ブロック 175,100 円 診療棟（単価） 鉄筋コンクリート 224,300 円 ブロック 200,800 円	回復期機能の充実に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	1/2
設備	11,000 千円／箇所	回復期機能の充実に必要な医療機器等（1品につき 100 千円以上のものに限る。）の備品購入費（ただし、1か所につき 1,100 千円に満たない場合には対象としないものとする。）	1/2

（2）補助額算定方法

病床機能分化連携基盤整備事業補助金交付要綱第4条による。

4 事業計画の提出方法

病床機能分化連携基盤整備事業補助金交付要綱を御確認の上、事業計画書を作成し、令和3年9月10日（金）までに下記の提出先まで郵送又は持参してください。

なお、本事業は、2025年（令和7年）に目指すべき医療提供体制を構築するため、毎年度作成する地域医療介護総合確保基金の県計画に基づき、今後も実施していく予定ですが、事業内容等については、変更の可能性があります。

<事業計画書提出先>

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県健康福祉部医務国保課 医療政策グループ
病床機能分化連携基盤整備事業担当

5 事業計画書の審査方法及び交付決定

提出された事業計画書の審査により、予算の範囲内で補助事業の採択について決定し内示を行います。

審査にあたっては、各事業者からのヒアリング等を行う場合があります。

採択の内示後、すみやかに交付申請書を県に提出し、交付決定を受ける必要があります。

6. 留意事項

- (1) 補助事業は採択の内示後に着手し、特別な事業がある場合を除き、原則として内示した年度中に完了させる必要がありますので、事業の実施に当たってはスケジュール管理に十分御注意ください。
- (2) 各年度の予算の範囲内で内示を行うため、全ての事業者からの御要望に沿えない場合が想定されるとともに、実施年度について相談をさせていただく場合があります。
- (3) 補助対象者、補助対象事業、補助額等は、令和3年度の交付要綱によるものであり、令和4年度に実施する場合には変更になることがあります。
- (4) 補助事業者においては、当該事業により整備した回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料を算定する病棟について、正当な理由がなく、これら以外の入院料を算定する病棟に変更してはなりません。また、正当な理由があり変更する場合には、知事の承認を受ける必要があります。この条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- (5) 有床診療所における回復期機能の充実に資する整備のうち、回復期機能の充実に必要な医療機器等については、次の医療機器を想定しています。
トレッドミル又はエルゴメータ、歩行補助具、訓練マット、治療台、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具 等